

中国大野木会計グループ 政策紹介

固定資産取得価額の一括損金算入による納税額への影響について

担当：左培劍（中国注册会計師）

王小煥（中国注册会計師）

企業の設備投資拡大の支援・促進を目的に、2018年1月1日以降に新規取得購入した設備・器具で単位金額が500万元を超えないものについては、会計上は制度に基づく規定の耐用年数で減価償却をしたうえで、課税所得額の計算上では取得年度に一括での損金算入が認められており当該政策は2023年12月31日決算まで適用され、11月30日（※）までに取得した固定資産が対象になります。（財税【2018】54号・財税【2021】6号）

（※）「減価償却費の計上が取得の翌月から」とされているため、2023年12月に取得した固定資産は本規定が延長されない場合は対象外となります。

この政策は、業績が好調で利益が大きく計上される企業にとっては、設備投資等を行いキャッシュ・アウトが大きい年に、社外流出する税金コストを抑えることができるという効果があります。ただし翌年以降の損金可能な費用を先取りしているだけです。翌年以降数年間の損益状況に大きな変動が無く、企業所得税の税率に変更がない状況下では、累計での企業の税負担は同じ（納税資金の時間コストを考慮しない）です。

一方、当年度が赤字の企業や過年度の繰越欠損がある企業にとっては、さらに欠損が増加し、税務上の欠損補填が5年のみ繰越可能であることを考慮すると一括損金算入を選択しない方がよいというケースもあります。

この「一括損金算入の政策」とは別に、小型微利企業に対する軽減税率適用の税収優遇政策の適用が2022年会計年度まで可能ですので、こちらの政策との関係で、2021年、2022年に取得した固定資産についての処理方法の選択を判断することもタックス・プランニング上必要です。

政策の中身は、年間課税所得額が300万元以下、従業員数が300人以下、資産総額が5000万元以下の3つの要件を満たす企業は、税務上の「小型微利企業」の認定条件に符合し、2021年1月1日から年間課税所得額が300万元以下の場合には、そのうち100万元までの部分は、実質負担税率2.5%で税額を計算し、100万-300万元の部分は10%で税率を計算することができます。年間課税所得額が300万を超えた場合には小型微利企業に該当しないことになり、全額について税法上の基本税率25%で税金の計算が必要になります。

一括損金算入を選択したことによる税負担への影響について具体例により説明をします。

(会計制度上の減価償却は、取得の翌月から減価償却開始するものと規定されてますが、説明を簡易にするため取得年度から5年間毎年均等に償却費を計上するものとして説明)

ある企業の2021年-2025年の毎年の一括損金算入による償却額を除く課税所得額をA(2021年については対象固定資産の会計上の減価償却費計上前の課税所得が338万円で「小規模薄利企業」の要件のひとつである300万円を超過した状態)とし、2021年(今年)に60万円の固定資産を取得して、会計上は残存簿価ゼロにて5年間で毎年12万円減価償却を行う企業について

① 課税所得計算上で一括損金算入を選択した場合

購入年度は課税所得48万円を減算控除

購入の翌年から4年間は毎年課税所得12万円を加算

② 一括損金算入政策を選択しない場合

2021年-2025年において毎年会計上12万円を控除するため課税所得調整無し

(1) 前提ケース1

- ・ 2023年以降は「小型微利企業の軽減税率の優遇政策の延長がされない
- ・ 一括損金算入政策を選択しないと2021年は小規模薄利企業の要件に該当しない

2021年に一括損金算入政策を選択した場合には、一括損金算入による減算額48万円の減額により、課税所得額は338万円→290万円(≦300万円)に減少し、小型微利企業の軽減税率優遇を享受することができます。

例1

年度	課税所得額A	一括損金算入			分割損金算入			企業所得税差異 (1)-(2)
		課税所得額B	税率	企業所得税額 (1)	課税所得額C	税率	企業所得税額 (2)	
2021	338	290	2.5%-10%	21.50	338	25%	84.50	-63.00
2022	338	350	25%	87.50	338	25%	84.50	3.00
2023	338	350	25%	87.50	338	25%	84.50	3.00
2024	268	280	25%	70.00	268	25%	67.00	3.00
2025	268	280	25%	70.00	268	25%	67.00	3.00
計	1,550	1,550		336.50	1,550		387.50	-51.00

注記:

① 一括損金算入を適用した場合

(2021年)

課税所得額 B = 課税所得額 A - 48

(2022年-2025年)

課税所得額 B = 課税所得額 A + 減価償却費加算額 12

② 一括損金算入を適用しない場合

(2021年-2025年)

課税所得額 C = 課税所得額 A

一括損金算入政策を選択した場合、選択しなかった場合ともに、2021-2025年の5年間通算での課税所得額は1,550万円ですが、2021年に一括損金算入政策を選択すると、小型微利企業の軽減税率の優遇を享受でき、税負担は大幅に減少します。2022-2025年について税率が税法本法の基本税率の25%に戻っても通算での全体の税負担は低減させることができます。

(2) 前提ケース2

- ・2023-2025年に小型微利優遇政策が今の条件のまま延長
- ・一括損金算入政策適用前においても2021年については小型微利企業の要件に符合
- ・2023年は利益が大きくなり小型微利企業の要件に符合しない

例2

年度	課税所得額A	一括損金算入			分割損金算入			企業所得税差異 (1)-(2)
		課税所得額B	税率	企業所得税額 (1)	課税所得額C	税率	企業所得税額 (2)	
2021	268	220	2.5%-10%	14.50	268	2.5%-10%	19.30	-4.80
2022	268	280	2.5%-10%	20.50	268	2.5%-10%	19.30	1.20
2023	338	350	25%	87.50	338	25%	84.50	3.00
2024	268	280	2.5%-10%	20.50	268	2.5%-10%	19.30	1.20
2025	268	280	2.5%-10%	20.50	268	2.5%-10%	19.30	1.20
計	1,410	1,410		163.50	1,410		161.70	1.80

2023年については適用税率が25%となり、この場合は一括損金算入政策を選択しない場合の税負担は選択した場合と比べて税負担が1.8万円=12*(25%-10%)減少します。

年度	一括損金算入			分割損金算入			企業所得税差異 (1)-(2)
	課税所得控除額	税率	企業所得税額 (1)	課税所得控除額	税率	企業所得税額 (2)	
2021	-60	2.5%-10%	-6.00	-12	2.5%-10%	-1.20	-4.80
2022	-	2.5%-10%	-	-12	2.5%-10%	-1.20	1.20
2023	-	25%	-	-12	25%	-3.00	3.00
2024	-	2.5%-10%	-	-12	2.5%-10%	-1.20	1.20
2025	-	2.5%-10%	-	-12	2.5%-10%	-1.20	1.20
計	-60		-6.00	-60		-7.80	1.80

(3) 前提ケース3

- ・2023年以降、「小型微利企業の軽減税率の優遇政策」の延長がされない
- ・一括損金算入政策適用前においても2021年については小型微利企業の要件に符合

このケースでは、2021年に一括損金算入を選択しない方が、5年間通算での企業所得税は12*(25%-10%)*3=5.4万円減少することになります。

例3

年度	課税所得額	一括損金算入			分割損金算入			企業所得税差異 (1)-(2)
		課税所得額	税率	企業所得税額 (1)	課税所得額	税率	企業所得税額 (2)	
2021	268	220	2.5%-10%	14.50	268	2.5%-10%	19.30	-4.80
2022	268	280	2.5%-10%	20.50	268	2.5%-10%	19.30	1.20
2023	338	350	25%	87.50	338	25%	84.50	3.00
2024	268	280	25%	70.00	268	25%	67.00	3.00
2025	268	280	25%	70.00	268	25%	67.00	3.00
計	1,410	1,410		262.50	1,410		257.10	5.40

結論：

「一括損金算入」を選択することで税金コストをセーブするメリットを享受できるのは主に下記のようなケースになります。

- ① 小規模薄利企業に該当せず、2021年から5年間いずれの年度においても軽減税率を使うことができず、基本税率の25%により税金を計算することになる企業
- ② 企業の従業員数と資産総額が小型微利企業の条件に符合し、課税所得が300万円よりやや高い場合で、一括損金算入政策を選択することで課税所得を300万円以下に減少させることで税負担を低減することができる企業

一括損金算入を選択しなくても「小型薄利企業」に該当しているケースや、赤字企業・税務上の欠損金がある企業については、通算ではメリットを取れないケースまたは逆に税金負担が大きくなるケースもあります。

ただ、高額な固定資産を取得した年度は購入のためにキャッシュ・アウトの金額も大きくなっていますので、資金繰りという別の観点からみれば、取得年度に一括損金算入を選択して当年度の税金負担を軽減するという判断もありえます。

参考文書：

「財政部、税務総局からの設備、器具の企業所得税損金算入に係る通知」

「財税「2018」54号」

「国家税務総局からの設備、器具の企業所得税損金算入政策の実施に係る公告」

「国家税務総局公告2018年第46号」

「財政部 税務総局からの一部税收優遇の実施期間延長に係る公告」

「財税「2021」6号」

「国家税務総局からの小型微利企業と私営工商業者の発展を支持するための企業所得税優遇政策の実施に係る公告」

「国家税務総局公告2021年第8号」